

# 製造業等の新人担当者様向け！ 危険物に関わる法律がやさしく分かる入門書！

はじめての人でもよく解る！

## やさしく学べる 危険物関係の法律

ドライブシャフト合同会社 代表  
石原鉄郎 [著]

A5判・192頁 定価 本体2,500円+税

危険物関係の法律の基本事項を  
わかりやすく解説した入門書登場！

はじめての人でもよく解る！

やさしく学べる 危険物関係の法律



石原鉄郎  
[著]

製造業等の新人担当者が、はじめて知っておきたい、  
危険物関係の法律の基本事項を網羅した入門書！

第一法規

新人教育研修で分かりやすく  
危険物関係の法律を  
伝える必要がある...

危険物関係の法律の体系を  
分かりやすく解説！  
しっかりと使える知識が見につく！

知識が実際に  
身についているかどうか  
分からない...

章末に法令の重要事項  
チェックリストを登載！  
最低限の法令知識を簡単に確認！

難しい内容なので  
理解できるかが不安...

図表やフローチャートを多数掲載！  
視覚的にも危険物関係の法律を  
簡単理解！

### 1 危険物とは

危険物とは、人や環境に危害を及ぼすおそれのある物をいいます。なお、危害とは危険と損害をいいます。危険物は、文字通り**危険な物**ですので、人の近くに置いたりせず、環境から排除することが望ましいです。

一方、身近な危険物である灯油やガソリンなどの**燃料**のように、燃えやすいという**危険な性質を有効利用**することも必要なことです。そこで、危険物の性質を理解し、その性質をうまく利用するために様々な**法律が整備**されています。

危険物という用語は、法律では、消防法に次のように定義されています。

(用語の定義)  
第二条 この法律の用語は左の例による。  
① **危険物**とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の**性質欄に掲げる性状を有するもの**をいう。

消防法の別表第一の類別と性質欄は次の通りです。

- 第一類 酸化性固体
- 第二類 可燃性固体
- 第三類 自然発火性物質及び燃水性物質
- 第四類 引火性液体
- 第五類 自己反応性物質

また、これらの性質の概要は次の通りです。

#### (1) 酸化性

酸化性とは**酸化しやすい性質**のことをいいます。酸化とは、物質が酸素と化学反応して酸化物を生成することをいいます。一般に、酸化は熱を伴い、

チェックリストで確認

#### 第1章のポイント

- 危険物という用語は、法律では、消防法に定義されている。
- 消防法の危険物の類別は、第一類が酸化性固体、第二類が可燃性固体、第三類が自然発火性物質及び燃水性物質、第四類が引火性液体、第五類が自己反応性物質となっている。
- 高圧ガスは、大気圧よりも高い圧力を有しているガス（気体）をいい、高圧ガス保安法により定義、規制されている。
- ボイラーは、密閉された容器内で液体を加熱する機器で、ボイラー及び圧力容器安全規則により定義、規制されている。
- 液化石油ガスなどの燃料ガスは、ガス事業法により規制されている。
- 毒物・劇物は、毒物及び劇物取締法に定義、規制されている。
- 火薬類は、火薬類取締法により定義、規制されている。
- 火災等による危害を防止するための法律：消防法、火薬類取締法
- 高い圧力による危害を防止する法律：高圧ガス保安法
- 多量の危険物による危害を防止する法律：石油コンビナート等災害防止法
- 労働者への危害を防止する法律：労働安全衛生法
- その他危険物に関する法律：建築基準法、都市計画法、ガス事業法、毒物及び劇物取締法
- 危険物保安監督者は、ボイラーの燃料に使用される重油などの危険物の取扱作業の監督者である。
- 火薬類の製造者は、火薬類製造保安責任者の選任が必要である。
- 火薬類の消費者等は、火薬類取扱保安責任者の選任が必要である。
- 一定条件の高圧ガス製造者は、高圧ガス製造保安責任者の免状を有している者を、保安管理技術者として選任しなければならない。
- ボイラー取扱作業主任者は、ボイラーの監視、点検、調整、排塵などのボイラーの取扱い作業を行う。
- ガスを製造する事業、ガスを導管で供給する事業、ガスを小売りする事業とちい、ガス主任技術者を選任する必要がある。
- 毒物劇物製造者は、毒物または劇物を直接に取り扱う製造所、営業所または店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならない。

また、製造所、貯蔵所、取扱所の概要は、次の通りです。

図表 2-1 製造所、貯蔵所、取扱所の概要

| 区 分   | 内 容                      |                               |
|-------|--------------------------|-------------------------------|
| 製 造 所 | 危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所） |                               |
| 貯 蔵 所 | 屋内貯蔵所                    | 危険物を建築物内で貯蔵                   |
|       | 屋外タンク貯蔵所                 | 屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）      |
|       | 屋内タンク貯蔵所                 | 屋内にあるタンクで危険物を貯蔵               |
|       | 地下タンク貯蔵所                 | 地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵             |
|       | 簡易タンク貯蔵所                 | 600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵         |
| 取 扱 所 | 移動タンク貯蔵所                 | 車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー） |
|       | 屋外貯蔵所                    | 屋外の場所にて一定の危険物を容器等で貯蔵          |
|       | 給油取扱所                    | 自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）      |
|       | 販売取扱所                    | 容器に入ったまま危険物を売る販売店             |
| 取 扱 所 | 移送取扱所                    | 配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）      |
|       | 一般取扱所                    | 上記3つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設） |

出典：総務省ウェブサイト「平成30年版 消防白書」(https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h30/chapter1/section2/para2/38326.html)

#### ② 貯蔵所、取扱所の設置許可

(危険物施設の設置、変更等)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 第1章 危険物とは

- 1 危険物とは
  - 2 危険物に関する主な法律
  - 3 危険物に関する主な資格者
- 【チェックリストで確認 第1章のポイント】

## 第2章 火災・爆発による危害を防止するための法律

- 1 消防法
  - 2 危険物の規制に関する政令
  - 3 危険物の規制に関する規則
  - 4 火薬類取締法
- 【チェックリストで確認 第2章のポイント】

## 第3章 高い圧力による危害を防止する法律

- 1 高圧ガス保安法
  - 2 高圧ガス保安法関係規則
- 【チェックリストで確認 第3章のポイント】

## 第4章 多量の危険物による危害を防止する法律

- 1 石油コンビナート等災害防止法
  - 2 石油コンビナート等災害防止法関係法令
- 【チェックリストで確認 第4章のポイント】

## 第5章 労働者への危害を防止する法律

- 1 労働基準法
  - 2 労働安全衛生法
  - 3 ボイラー及び圧力容器安全規則
- 【チェックリストで確認 第5章のポイント】

## 第6章 その他危険物に関する法律

- 1 建築基準法
  - 2 都市計画法
  - 3 ガス事業法
  - 4 毒物及び劇物取締法
  - 5 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
  - 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - 7 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 【チェックリストで確認 第6章のポイント】

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!

### 申込書 (第一法規刊)

はじめての人でもよく解る! やさしく学べる危険物関係の法律

●定価2,750円(本体2,500円) [コード072280]

申込部数 部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税

\*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い  
ただけません。

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 様

機関名 \_\_\_\_\_ 部署名 \_\_\_\_\_ 公用 私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
ご氏名 \_\_\_\_\_ 様 E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印